

高齢者訪問理美容サービス事業のご案内

在宅の重度要介護高齢者宅に理容師（美容師）が訪問し、理容（美容）サービスを行います。

- 1 対象者 市内に居住する在宅の65歳以上の要介護3、4又は5の認定を受けている方であり、理容店又は美容院において、理容（美容）サービスを受けることが困難である方。
- 2 内容と料金 ① 理容サービス：カット2,500円、顔そり2,000円
※令和6年4月1日よりカット料金に変更となりました
② 美容サービス：カット（ブロー付）3,500円、シャンプー1,000円、
メイク2,000円、パーマ（カット・ブロー付）10,000円、
カラーリング（ブロー付）5,500円
③ 出張費：無料（市が負担します。）
- 3 利用回数 一人あたり年間4回を限度とします。
- 4 申請書類 ① 高齢者訪問理美容サービス利用申請書
② 介護保険被保険者証の写し
- 5 利用方法 ① 申請書類を高齢障害支援課へ提出します。（郵送可）
② 高齢障害支援課から決定通知書及び年度を単位として一人当たり3か月に1枚の割合の利用券を交付します。
③ サービスを利用する場合は、理容（美容）組合に電話連絡を入れます。
④ 組合から選定された理容師（美容師）から連絡を受け、訪問日時等を調整します。
⑤ サービス利用後、利用券1枚と理容（美容）利用料金を理容師（美容師）に渡します。
- 6 利用上の注意 ① 利用予約後、利用できなくなったときは、利用予定日の前日の午後3時までに、担当する理容師（美容師）に利用できない旨の連絡をしてください。
なお、連絡のない場合は1回利用したことになりますのでご注意ください。
② 訪問する理容師（美容師）は組合で選定します。理容師（美容師）の変更は原則としてできません。
- 7 組合連絡先等 ① 訪問理容窓口：千葉県理容生活衛生同業組合中央支部（理容室サンレオ）
〒261-0004 美浜区高洲3-11-3 並木ビル2F
電話・FAX 043-277-4823（毎週月曜日と火曜日以外対応可能）
② 訪問美容窓口：千葉県美容業生活衛生同業組合千葉支部
〒260-0031 中央区新千葉2-5-14 ニュー芳野ビル4F
電話・FAX 043-247-3105（毎週火曜日と金曜日対応可能）
または090-3099-4016

※この資料は令和6年3月末現在の内容です。